

郡山市セーフコミュニティ推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地域活動団体、関係機関、行政等が協働により取り組むセーフコミュニティ活動を通じて、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりの推進に向け、全庁を挙げて取り組むため、郡山市セーフコミュニティ推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) セーフコミュニティの認証に関すること。
- (2) セーフコミュニティの推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、両副市長、教育長、上下水道事業管理者及び技監をもって充てる。
- 4 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、代理の順は、副市長、教育長、上下水道事業管理者、技監の順とする。

(職務代理の順序)

第4条 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 市民部に属する事務を担当する副市長

第2順位 第1順位の副市長以外の副市長

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には市民部次長（セーフコミュニティ統括担当）を、副幹事長には市民部次長（セーフコミュニティ統括副担当）及びセーフコミュニティ課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、第2条各号に掲げる事項についての調査及び検討を行うほか、推進本部が所掌する事務を円滑に行うための事務を処理する。
- 6 幹事長は、幹事会を総理する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 幹事長は、幹事会を招集し、会議の議長となる。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を

聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

- 10 幹事長は、幹事会で行った調査等の経過又は結果について本部長に報告しなければならない。
(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、市民部セーフコミュニティ課において処理する。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、環境部長、保健福祉部長、保健所長、こども部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長、会計管理者、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、議会事務局、上下水道局長

別表第2（第6条関係）

総務法務課長、防災危機管理課長、未来創造課長、政策統計課長、D X 戦略課長、財政課長、市民税課長、市民・N P O 活動推進課長、国民健康保険課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、環境政策課長、保健福祉総務課長、生活支援課長、障がい福祉課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長、介護保険課長、保健所総務課長、保健所保健・感染症課長、こども総務企画課長、子育て給付課長、こども家庭課長、保育課長、農業政策課長、産業雇用政策課長、道路計画課長、道路保全課長、河川課長、都市政策課長、開発建築法務課長、会計課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課長、上下水道局総務課長、上下水道局浄水課長